

令和7年第18回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第2号から議案第5号）を除く

令和7年第18回教育委員会会議

1 日 時 令和7年11月18日（木）9時30分～11時00分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
委 員	田 中	あ い
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長兼労務担当部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
サービス・人事制度担当係長	渡 辺	敏 広
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	牛 嶋	和 成
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則案について
議案第2号 札幌市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について
議案第5号 令和7年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の決定について

【開 会】

○**山根教育長** これより、令和7年第18回教育委員会会議を開会いたします。本日の会議録の署名は、道尻豊委員と朝倉由紀子委員にお願いいたします。

本日の議案第2号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第3号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第4号及び第5号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**山根教育長** それでは、議案第2号から第5号は公開しないことといたします。

○**山根教育長** まず、審議に先立ちまして、私から報告がございます。

先の令和7年第3回定例市議会において、教育委員の選任について議会の同意が得られ、令和7年11月1日付けで田中あい委員が就任されました。

田中委員より、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○**田中委員** この度教育委員を拝命いたしました田中あいと申します。教育委員として教育行政の一端を担わせていただく機会を得られましたこと、心より感謝申し上げます。

教育委員という重責を担うにあたり、身の引き締まる思いです。これまで一人の親として自分の子どもたちの成長を見守ってきましたが、これからは日々の生活の中で感じたことやPTA活動を通じて得た経験などをもとに、教育委員として意見を述べていきたいと考えております。

札幌市の教育の充実に向けて誠心誠意職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**山根教育長** 田中委員ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号 札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則案について

○**山根教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○**学校支援担当部長** 議案第1号「札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則案について」、ご説明いたします。

本案は、学校給食運営委員会の委員となることのできる者の要件を見直すため、札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正しようとするものでございます。それでは、お手元の議案第1号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

はじめに、当運営委員会委員についてご説明いたします。当運営委員会は、本市の学校給食の運営に関する必要な事項について審議することを目的として、札幌市附属機関設置条例に基づき設置しております。

委員の構成につきましては、「札幌市学校給食運営委員会規則」の第2条に定められておりますとおり、学校長、栄養士、公益財団法人札幌市学校給食会の役員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱することとされてお

ます。

次に、改正の背景及び改正内容についてご説明いたします。まず、規則第2条第2号の関係でございます。

この度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により栄養士法が改正され、令和7年4月1日から、栄養士の免許を有しなくても、管理栄養士の免許を取得することが可能となりました。

本市では、現在、当運営委員会の委員となる栄養士につきましては、栄養士の免許を保有する本市職員から委嘱する運用としております。しかし、今後、栄養士の免許を保有しないで管理栄養士の免許のみを保有する本市職員が存在することとなり得ることから、こうした実態に対応するため、委員の要件である「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える改正を行い、栄養士に限らず、管理栄養士からも委員に委嘱できることとするものでございます。

次に、現行の規則第2条第3号の関係でございます。本市では、公益財団法人札幌市学校給食会が学校給食の食材調達を行っており、学校給食の運営の安定化及び効率化に重要な役割を果たしております。

令和4年度までは私会計として各学校が学校給食費を徴収・管理しており、本市と学校給食会が直接的な利害関係を有していなかったため、学校給食会の役員を委員に委嘱できることとされておりました。

しかし、「札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」の制定により、令和5年度から学校給食費の公会計化を行ったことに伴い、現在は、本市が学校給食会と業務委託契約を結び、食材を直接調達しております。

当運営委員会は、本市の学校給食の運営について中立的な立場から審議することが求められることから、本市職員以外から委嘱される委員については、本市と利害関係を有しない者から委嘱することが望ましいと考えられます。

こうした背景から、本市と直接の利害関係を有する学校給食会の役員は令和5年度以降、当運営委員会の委員の委嘱を行っていないため、現行の規則第2条第3号「公益財団法人札幌市学校給食会の役員」を削ることといたします。

あわせて、その他規定整備として、第3号の削除に伴い、第4号を第3号に、第5号を第4号に、それぞれ繰り上げることといたします。施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。説明は以上でございます。本議案のご審議をよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。

○山根教育長 議案第2号から第5号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開